〇福祉専門職員等連携加算について

|  |  |
| --- | --- |
| 報酬告示 | 報酬留意事項通知 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日厚生労働省告示第523号） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| ４の２　福祉専門職員等連携加算  　注　利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者がサービス事業所（法第36条第１項に規定するサービス事業所をいう。第２の５の２において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第１項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この４の２において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該福祉士等と共同して行い、かつ居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、３回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。 | ⑱ 福祉専門職員等連携加算について  （一） 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。  （二） 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。  （三） 社会福祉士等は、（一）の「アセスメント」及び（二）の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。  （四） 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90 日以内で上限３回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。  （五） 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 |

【居宅介護（福祉専門職員等連携加算）】平成27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平成27 年３月31 日）より

問８ 福祉専門職員等連携加算については、どのような利用方法をイメージしているのか。

* 具体的な利用方法のイメージは以下のとおり。

なお、連携する社会福祉士等とは、当該利用者の状況を従前から把握している医療機関、障害福祉サービス事業所等の社会福祉士等とする。

例：居宅介護の利用を開始する者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士と

連携する場合

・ 居宅介護の利用開始に伴い、居宅介護事業所は、当該利用者が入院していた精神科病

院の精神保健福祉士に対して、居宅介護計画作成への協力依頼を行う。

・ 依頼を受けた精神科病院の精神保健福祉士は、サービス提供責任者の訪問に同行し、

居宅介護の利用者の日常生活能力と病状に伴う変化も含めたアセスメントを「アセス

メント表」（※）等の作成を通して提供する。さらに、利用者との関係作りや障害特性、

支援ニーズ等についても情報提供を行い、利用者の特性に応じた、より障害者の自立

を促進する視点に立った居宅介護計画の作成に協力する。

※ 別紙「居宅介護計画を連携して作成するためのアセスメント表」を参照されたい。